

長野原地区地域振興施設 指定管理者募集要項

令和8年1月
長野原町

目 次

I 指定管理者の募集	1
1. 目的	
2. 施設等の概要	
3. 指定予定期間	
4. 業務内容	
5. 管理経費等	
6. 指定管理者負担金	
7. その他	
II 指定申請等	2
1. 申請者の資格	
2. 募集及び選定のスケジュール	
3. 申請の手続き	
III 指定管理者の候補者の選定	4
1. 審査方法	
2. 審査基準	
3. 選定の結果の通知	
4. 無効又は失格	
5. その他	
IV 指定管理者の指定及び協定に関する事項	5
1. 指定管理者の指定	
2. 協定の締結	
3. 指定後の留意事項	
(別紙) 審査の評価項目及び配点	6

長野原地区地域振興施設 指定管理者募集要項

I 指定管理者の募集

1. 目的

長野原町では、長野原地区地域振興施の運営に関して、柔軟なサービス提供及び効果的な管理運営を行うため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 244 条の 2 第 3 項及び長野原町公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成 16 年条例第 26 号。以下「指定管理者条例」という。）の規定により、長野原地区地域振興施設の管理運営に関する業務を行う指定管理者を募集します。

2. 施設等の概要

- (1)名 称 長野原地区地域振興施設「長野原・草津・六合ステーション」（以下「施設」という。）
- (2)所 在 地 長野原町大字長野原字尾坂 1263 番 5（JR 長野原草津口駅となり）
- (3)設 置 目 的 ハッ場ダム水没関係地域の生活再建と、地域振興に資することを目的とします。
- (4)施 設 内 容 長野原地区地域振興施設指定管理業務仕様書（以下「仕様書」という。）のとおりです。

3. 指定予定期間 令和 8 年 6 月中旬（※予定）から令和 13 年 3 月 31 日までの 5 年間

4. 業務内容

指定管理者が行う業務は、長野原地区地域振興施設の設置及び管理に関する条例（以下「設置管理条例」という。）第 5 条及び仕様書に掲げる業務とします。

5. 管理経費等

(1)指定管理料

施設の管理に係る全ての費用は、法第 244 条の 2 第 8 項の規定に基づく料金（以下「利用料金」という。）及びその他の収入を充てるものとし、指定管理料は支払わないものとします。

(2)利用料金

施設等の利用料金は、設置管理条例第 11 条第 3 項の規定による額の範囲内で定めることができます。

(3)その他の収入

その他の収入は、指定管理者の収入とします。

6. 指定管理者負担金

指定管理者は、収益の一部を指定管理者負担金として町へ納付しなければなりません。なお、年間納付額は、町と指定管理者とで協議して定めるものとします。

7. その他

その他、指定管理業務等に関することは、仕様書のとおりとします。

II 指定申請等

1. 申請者の資格

応募者は、法人又はその他の団体、但し、法人格の有無は問わない（以下「法人等」という。）であって、次に掲げる各号の条件を満たし、指定管理期間中、安全かつ円滑に施設の運営管理を行うこと及び地元と連携し、地域の振興・活性化等に貢献できる者とします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (2) 法第 244 条の 2 第 11 項の規定により指定管理者の指定を取り消された法人等でないこと。
- (3) 長野原町から指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 会社更生法、民事再生法等に基づく更生または再生手続きを行っていないこと。また、銀行取引停止、主要取引先からの取引停止等の事実があり、客観的に経営状況が不健全であると判断されるものでないこと。
- (5) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団又はその利益となる活動を行う団体等でないこと。
- (6) 町県民税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

2. 募集及び選定のスケジュール

内 容	期 間 等
募集要項等の配布期間	令和 8 年 1 月 27 日（火）～令和 8 年 4 月 15 日（水）
現地見学可能期間	令和 8 年 4 月 6 日（月）～令和 8 年 4 月 10 日（金） ※要届出
質問書の提出期間	令和 8 年 3 月 31 日（火）
指定申請書の受付期間	令和 8 年 1 月 27 日（火）～令和 8 年 4 月 15 日（水）
一次審査（書類審査）及び一次審査結果通知発送	令和 8 年 4 月 16 日（木）～17 日（金）の期間内で予定
二次審査提案資料提出	令和 8 年 4 月 28 日（火）
二次審査（プレゼンテーション・ヒアリング及び審査）	令和 8 年 5 月 12 日（火）または 13 日（水）を予定
選定結果の通知	令和 8 年 5 月中旬

3. 申請の手続き

(1) 募集要項等の配布

配布期間 令和 8 年 1 月 27 日（火）から令和 8 年 4 月 15 日（水）まで

配布方法 長野原町ホームページからダウンロードするものとします。

URL <https://www.town.naganohara.gunma.jp/www/index.html>

(2) 質問書の提出期間

募集要項その他配布資料に関する質問がある場合は、質問書(任意様式)に記入し、電子メール又はファクシミリにより、問い合わせ先まで提出すること。提出期限は令和8年3月31日(火)とします。

(3) 指定申請書類の受付

提出期限 令和8年1月27日(火)から

令和8年4月15日(水)午後5時まで(必着)

提出方法 次のいずれかによるものとします。

ア 郵送

イ 持参 平日の午前9時から午後5時まで受付

提出先 長野原町役場 未来ビジョン推進課

〒377-1392 長野原町大字長野原 1340-1

(4) 申請に必要な書類

申請にあたっては、指定管理者条例及び同条例施行規則(平成16年規則第8号)の規定により下記の表に記載の書類を提出すること。なお、町が必要と認める場合は、追加して資料を求めることがあります。

書類名	様式
指定申請書	様式第1号
指定予定期間内における管理の業務に関する各年度の事業計画書	様式第2号
指定予定期間内における管理の業務に関する各年度の収支予算書	様式第3号
定款又は寄附行為の写し	任意様式
登記事項証明書(法人以外の団体にあっては、これらに相当する書類)	同上
指定申請の日の属する事業年度の前事業年度における財産目録及び貸借対照表	同上
指定申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における法人等の事業計画書及び収支予算書	同上
町県民税、法人税、消費税及び地方消費税について未納がないことの証明書	同上
その他町長が必要と認める書類	同上

【注意事項】

- ①申請に要する経費は、申請者の負担とする。
- ②申請書類は返却しない。
- ③申請書類の著作権は、申請者に帰属する。なお、町は必要に応じ申請書類の全部又は一部を複写及び公表できることとする。
- ④申請書類は、情報公開の請求により開示することがある。
- ⑤各種証明書等については、申請書提出日の3か月前以内に取得したものに限る。
- ⑥申請者に不備があった場合は、申請書受付期間内に限り、再度提出を認める。

III 指定管理者の候補者の選定

1. 審査方法

指定管理者の候補者の選定は、指定管理者条例及び本募集要項に基づき実施します。

(1)一次審査は、提出された書類に基づき審査を行います。審査結果は、書面により通知し、二次審査対象者へは併せて二次審査（プレゼンテーション・ヒアリング）への参加を要請します。

(2)二次審査は、選定委員会で面接審査を行います。（1団体30分を目安として実施。プレゼンテーション20分、ヒアリング10分。）なお、事業計画書と別に資料を準備してプレゼンテーションを行っても良いこととします。

町ではプロジェクター及びスクリーンを準備しますが、プレゼンテーション用のパソコン及びケーブル等その他の必要な機器は事業応募者で準備すること。

プレゼンテーションの内容は、事業計画書に沿った内容とすること。

2. 審査基準

審査基準は、以下のとおりとします。なお、二次審査項目の詳細は、「審査の評価項目及び配点」（別紙）のとおりとします。

- (1)事業計画書の内容が、町民の平等な利用を確保することができるものであること。
- (2)事業計画書の内容が、当該施設の効用を最大限に發揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。
- (3)指定管理者の指定を受けようとする団体が、事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有するものであること。
- (4)前3号に掲げるもののほか、町長等が当該施設の設置の目的を達成するために必要と認める基準

3. 選定の結果の通知

指定管理者の候補者の選定結果は、二次審査参加者全員に対して通知文書を郵送するとともに、ホームページへ掲載します。

4. 無効又は失格

指定管理者の申請が以下の事項に該当する場合は、無効又は失格となることがあります。

- (1)申請書の提出方法、提出期限等が守れなかつたとき。
- (2)記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないとき。
- (3)虚偽の内容が記載されているとき。

5. その他

選定委員会は非公開とし、一次審査及び二次審査とも審査内容に係る質問や異議は一切受け付けません。

IV 指定管理者の指定及び協定に関する事項

1. 指定管理者の指定

指定管理者の指定には、法第244条の2第6項及び指定管理者条例第7条の規定により、長野原町議会の議決が必要であり、指定管理者の候補者について、令和8年長野原町議会6月定例会の議決後、指定管理者へ指定する旨書面で通知する。

2. 協定の締結

指定管理者の指定後、指定管理者の指定を受けた法人等は、町と協議のうえ、指定期間を通じての基本的な事項を定めた施設等の管理運営に関する協定を締結する。

3. 指定後の留意事項

- (1) 指定管理者の指定を受けた法人等が、協定の締結に応じない場合又は指定管理者に指定することが著しく不適当と認められる事情が生じた場合、指定管理者の指定の議決後においても、指定管理者の指定を取り消すことがある。
- (2) 指定管理者の指定を受けた法人等が、協定の締結までに法第244条の2第11項に規定する場合又は指定管理者条例に違反した場合、指定管理者の指定を取り消すことがある。その場合、指定管理者の損害に対して、町は賠償を行わないが、取り消しに伴う町の損害については、指定管理者に対して損害賠償請求を行うことがある。なお、指定の取消しを受けた指定管理者は、次の指定管理者が円滑に支障なく業務ができるように引き継ぎを行うものとする。
- (3) 指定管理者の指定について議会の議決が得られなかった場合又は否決された場合においても、指定管理者の候補者となっている法人等が指定管理に係る業務の準備等のために支出した費用等については、原則として当該法人等の負担とする。町長は、指定管理者が法令違反等により指定管理を継続することが適当でないと認めたときは、指定管理者の指定を取り消すことがある。

(問い合わせ先)

長野原町役場 未来ビジョン推進課
〒377-1392 長野原町大字長野原 1340-1
電話 0279-82-3013 (直通) FAX 0279-82-3115
Email kankou@town.naganohara.gunma.jp

(別紙) 審査の評価項目及び配点

応募者について、「公平性・透明性」、「効果性・効率性」、「安定性・安全性」、「貢献性」の観点から、提出書類の内容、ヒアリング及びプレゼンテーション等により提案内容等を審査します。

1. 審査基準及び評価項目は下表のとおりとし、選定委員ごとに50点を満点として採点します。
2. 全ての応募者の中で最高点と評価した選定委員が最も多かった者、かつ各選定委員の合計点の平均が30点以上の者を選定します。なお、該当する応募者が複数あった場合は、各選定委員の合計点の平均が最も高い者を選定します。
3. 2の場合において、各選定委員の合計点の平均が最も高い者が複数あった場合は、評価項目ごとの採点結果等により選定委員会で協議し、総合評価により選定します。
4. 応募者が1社の場合は、各選定委員の合計点の平均が30点以上であり、選定委員会での協議で総合的に評価の高い提案等を行ったと判断すれば、指定管理者の候補者として選定することができるものとします。

区分	配点	審査基準	評価項目
公平性 透明性	5	事業計画書の内容が、町民の平等な利用が確保することができるものであること	「審査基準」に対する基本的な考え方(理解度、取り組み姿勢など) 平等利用を確保するための体制、モニタリングなど 情報公開、広報の方策 その他応募者の提案によるもの
効果性 効率性	15	事業計画書の内容が、当該施設の効用を最大限に發揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること	「審査基準」に対する基本的な考え方(理解度、取り組み姿勢など) 既存業務の改善、工夫又は新規の魅力的な提案の有無、内容 利用者ニーズ、苦情等の把握方法及び対応方策(利用者に対するサービス向上)など 利用促進、利用者増の方策 サービスの質を確保するための体制、モニタリングなど 施設の効用(設置目的)を最大限発揮できるスタッフの配置及びその妥当性(無理はないか) 指定管理経費及び収支計画の妥当性(サービスとコストのバランスなど) 管理経費縮減の具体的方策 収入の増加を図るための方策 その他応募者の提案によるもの

安定性 安全性	15	事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有するものであること	「審査基準」に対する基本的な考え方（理解度、取り組み姿勢など）
			当該公の施設に類似あるいは関連する事業、業務などの実績
			経営基盤の安定性
			組織及びスタッフ（採用予定者も含む）の経歴、保有する資格、ノウハウ、専門知識など
			スタッフ（採用予定者も含む）の管理、監督体制及び人材育成の方策
			リスクへの対応方策・能力（利用者の安全確保策、非常時の対応マニュアル、資金力、損害賠償能力）など
			その他応募者の提案によるもの
貢献性	15	事業計画書の内容が、長野原町あるいは地元の振興、活性化等に貢献できるものであること	「審査基準」に対する基本的な考え方（理解度、取り組み姿勢など）
			地元の法人その他団体との連携
			地元住民、高齢者、障がい者等の雇用
			地元での資材等の調達
			地元での社会活動等への参加
			その他地元への貢献に関すること
			その他応募者の提案によるもの
合 計	50		